

長崎市行財政改革プラン

～人口減少社会に対応する行財政改革～

長 崎 市
平成 23 年 8 月

目次

	ページ
○行財政改革プランの体系	1
I 現状	2～11
1 これまでの取り組み	2～3
2 市政を取り巻く環境	4～9
(1) 少子高齢化の進展と人口減少社会への対応	4
(2) 財政状況と今後の見込み	4～8
(3) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進に向けて	9
3 行財政改革の必要性	10～11
II 行財政改革の基本的な考え方	12～17
1 行財政改革の目的	12～13
2 行財政改革の方向性	13～14
3 行財政改革の目標	15～16
(1) 定員管理	15
(2) 人件費の削減	15
(3) 財政の健全化	16
4 行財政改革プランの実施にあたって	17
(1) 計画	17
(2) 推進体制	17

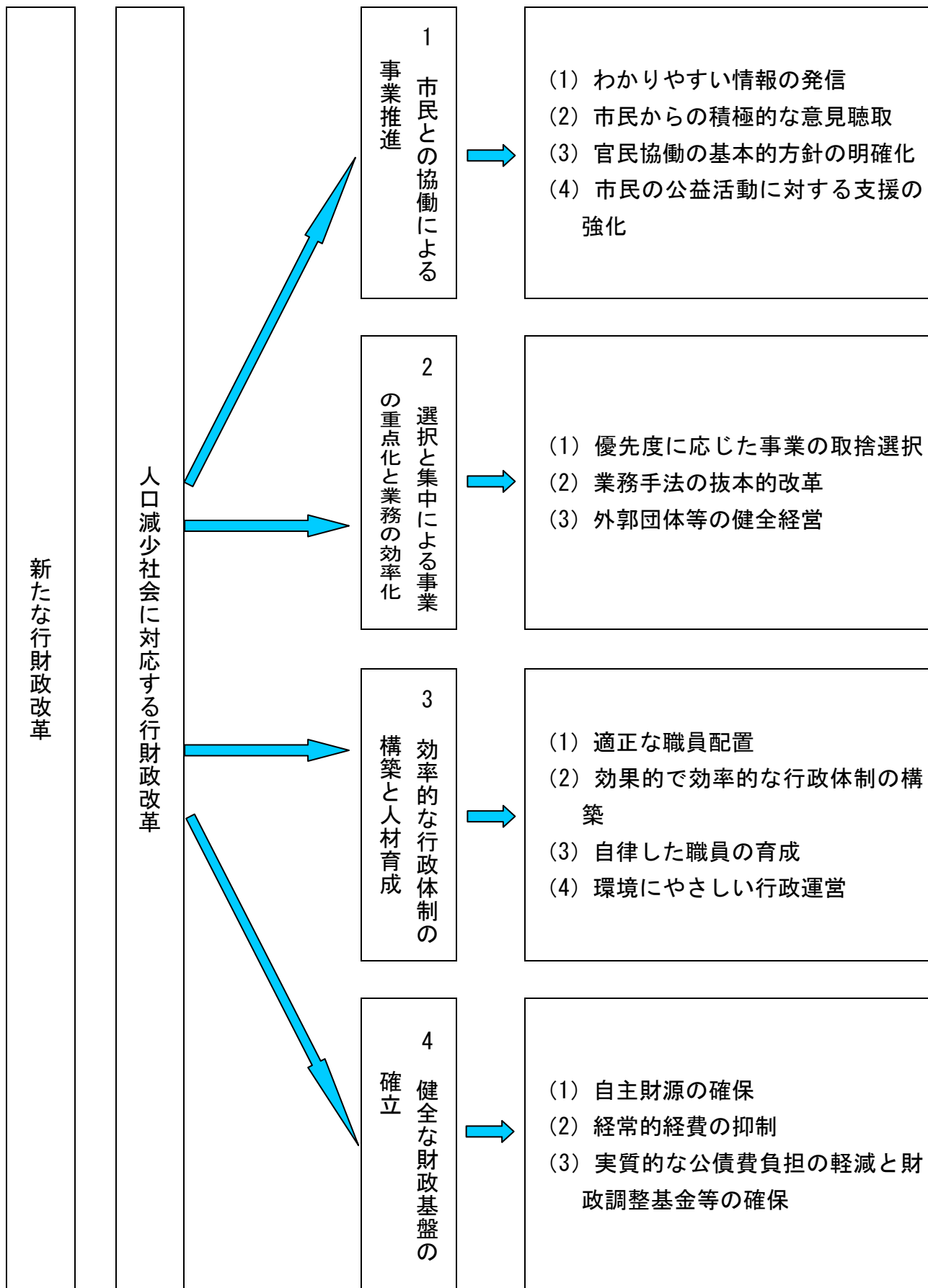
Ⅲ 行財政改革の具体的な取り組み	18～25
1 市民との協働による事業推進	18～20
(1)わかりやすい情報の発信	18～19
(2)市民からの積極的な意見聴取	19
(3)官民協働の基本的方針の明確化	19
(4)市民の公益活動に対する支援の強化	20
2 選択と集中による事業の重点化と業務の効率化	20～22
(1)優先度に応じた事業の取捨選択	21
(2)業務手法の抜本的改革	21
(3)外郭団体等の健全経営	21～22
3 効率的な行政体制の構築と人材育成	22～23
(1)適正な職員配置	22
(2)効果的で効率的な行政体制の構築	23
(3)自律した職員の育成	23
(4)環境にやさしい行政運営	23
4 健全な財政基盤の確立	24～25
(1)自主財源の確保	24
(2)経常的経費の抑制	25
(3)実質的な公債費負担の軽減と財政調整基金等の確保	25
【用語解説】	26～28
行財政改革プラン実施計画	29～36

行財政改革プランの体系

基本理念

基本的視点

取り組み項目



I 現状

1 これまでの取り組み

～第4次行政改革大綱及び第2次財政構造改革プランの成果～

長崎市は、平成18年3月に第4次行政改革大綱¹及び第2次財政構造改革プラン²（いずれも計画期間は、平成18年度～平成22年度）を策定し、行財政改革に取り組んできました。

それぞれの計画では、市民の視点に立った行政サービスの提供や効率的な組織の構築、定員の適正化等の施策を盛り込み、市民の利便性の向上や公の施設への指定管理者制度の導入、職員数の大幅な削減、給与見直しによる職員人件費の削減等の具体的実施項目に取り組み、行財政改革を推進してきました。

また、これらを実施することにより、財源を捻出し、第三次総合計画³における施策を実現してきました。

特に、市税のコンビニエンスストアでの収納やコールセンターの開設、市民活動センター「ランタナ」の開設、パスポート受付窓口の開設など、市民サービスの向上に反映してきたところです。

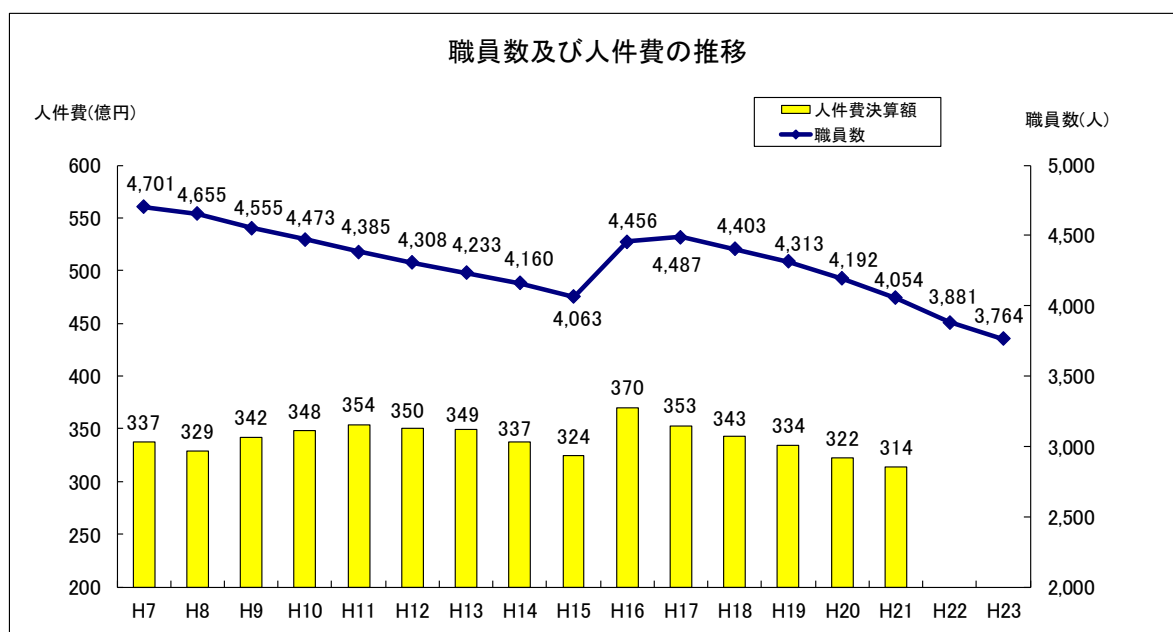
行財政改革の重点目標である職員数の600人削減、普通会計⁴人件費の30億円削減は平成22年度当初に達成し、累積経済効果200億円についても平成22年度末の計画期間終了までに達成できる見込みとなっています。

このように、行財政改革により、サービスの向上を図るとともに経費・職員数の大幅な削減を行ってきましたが、財政状況については、その弾力性を表す経常収支比率⁵がこの5年間で90%台後半を推移し、財政構造改革プランで目標として定めた80%

台後半を達成することは困難な状況となっています。

経常収支比率の内訳を見てみると、人件費については、職員数を削減し、給与制度を見直したことで平成21年度決算までに、56億円（▲6%）程度削減することができましたが、景気低迷等による市税収入の減や地方交付税の減、生活保護費をはじめとする扶助費⁶の増などで相殺されており、もし行財政改革を実施していなければ経常収支比率が100%を超えていたことも十分考えられることから、行財政改革の成果は十分あったと考えます。

【図1】



※「人件費」は普通会計のみ(H16には琴海町の7億円を含んでいる)

※「職員数」は各年度4月1日現在(H16には平成16年度に合併した6町の職員数(482人)、H17には平成17年度に合併した琴海町の職員数(149人)を含んでいる)

2 市政を取り巻く環境

～将来的に見ても長崎市の財政に余裕はありません～

(1) 少子高齢化の進展と人口減少社会への対応

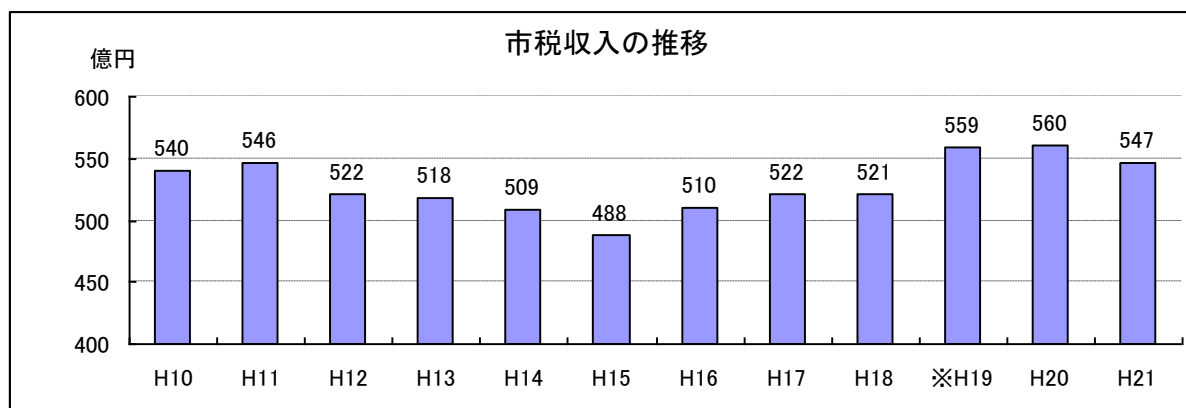
長崎市においても、今後よりいっそう本格的な人口減少、少子高齢化が進展することが予測されます。

高齢者の増加に伴って医療や介護といった扶助費等の財政負担が確実に増えるとともに、就労人口が減少することによって、市税収入が減ることになり、これからは、今まで以上に限られた財源を有効に活用していく必要があります。

(2) 財政状況と今後の見込み

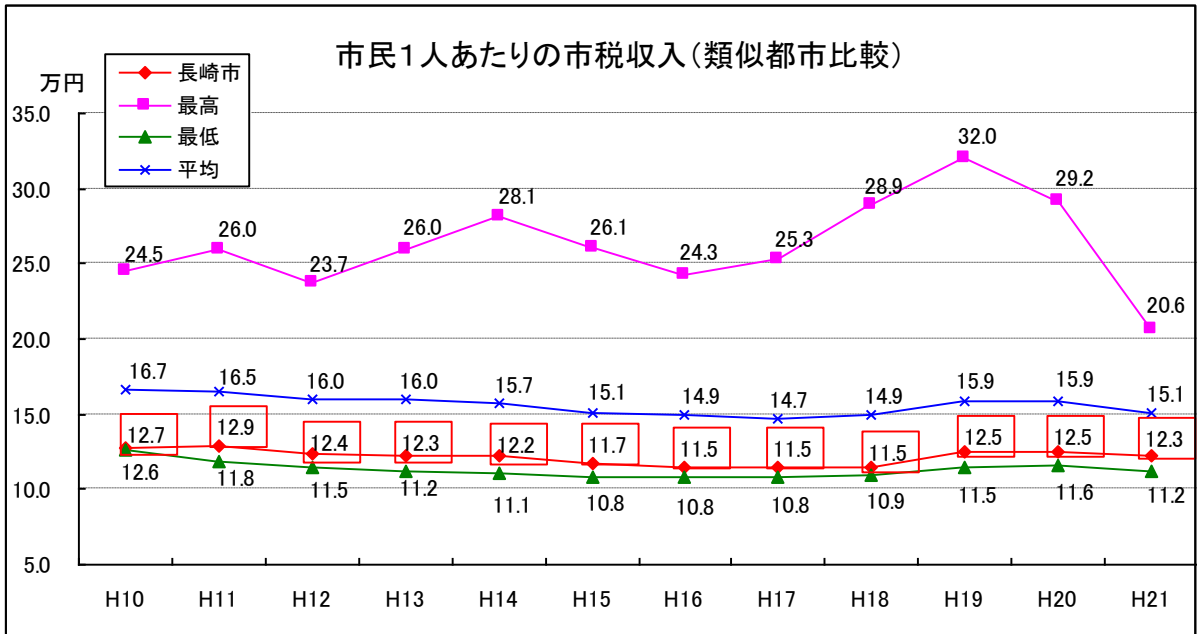
長崎市は日本の西端に位置し、かつ平地が少ないという地理的・地形的要因などから、もともと税収基盤が脆弱で、長引く景気低迷の影響もあり、*自主財源*⁷の根幹をなす市税収入は減少傾向にあります。

【図 2】



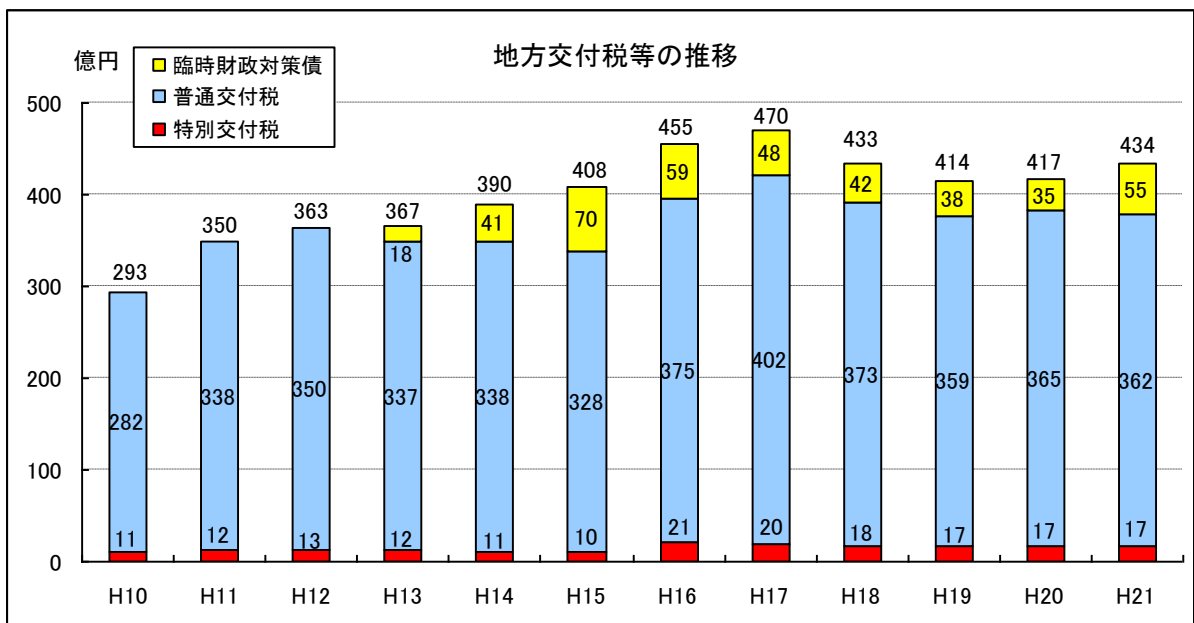
※平成 19 年度は、三位一体の改革（国から地方への税源移譲）による影響分で、約 30 億円増加している。

【図 3】

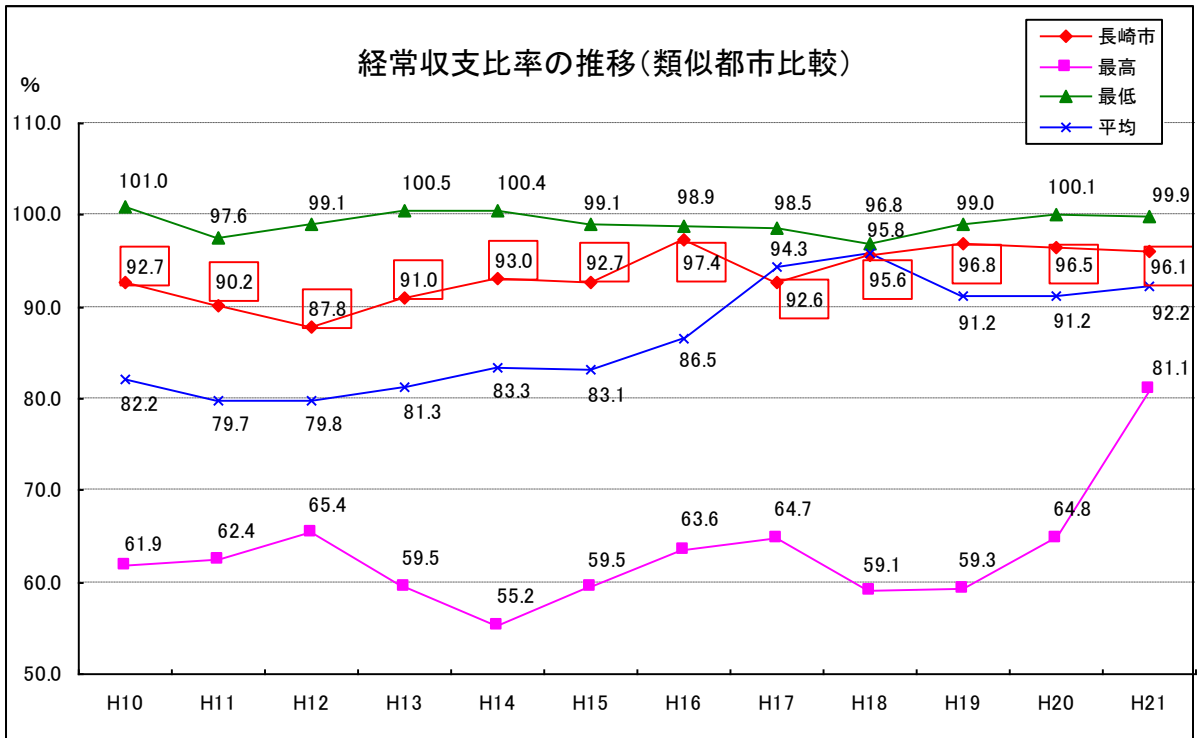


一方、国から交付される地方交付税への依存度は高く、前述のとおり、平成21年度決算では、財政構造の弾力性を計る指標である経常収支比率が96.1%、また、財政力の強弱を示す財政力指数⁸は0.578となっており、依然として硬直化した厳しい財政状況が続いています。

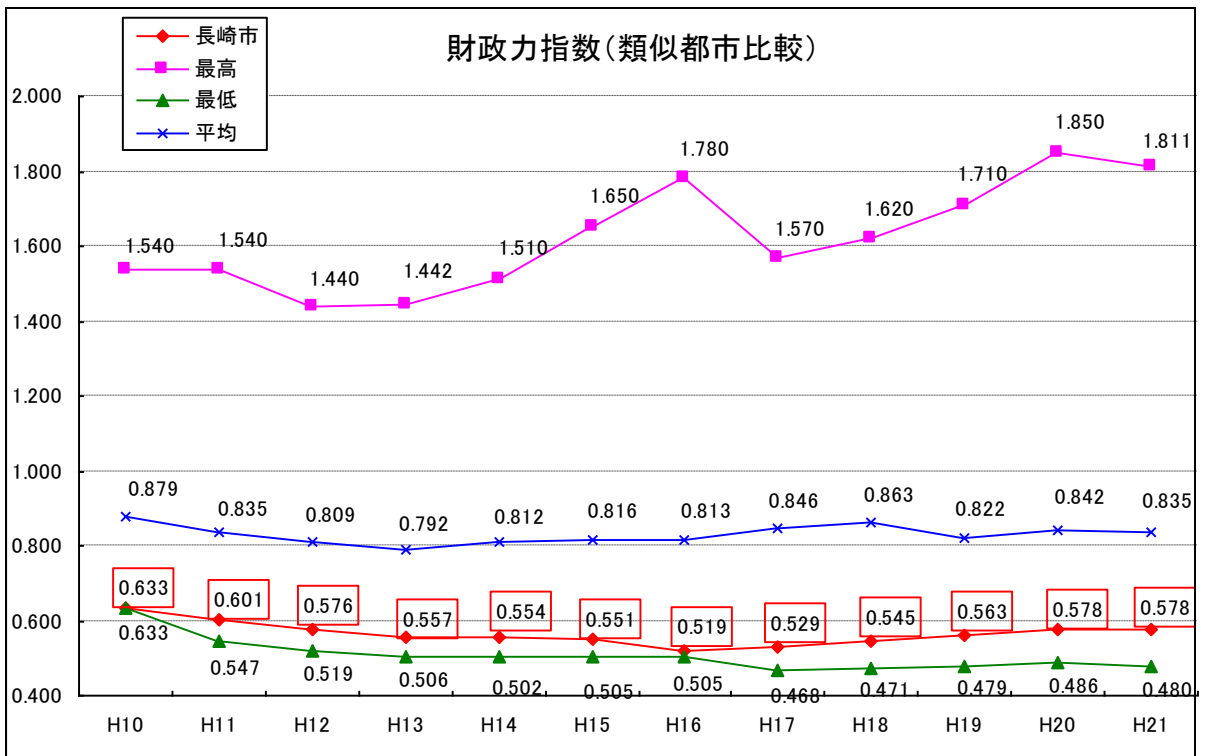
【図 4】



【図5】

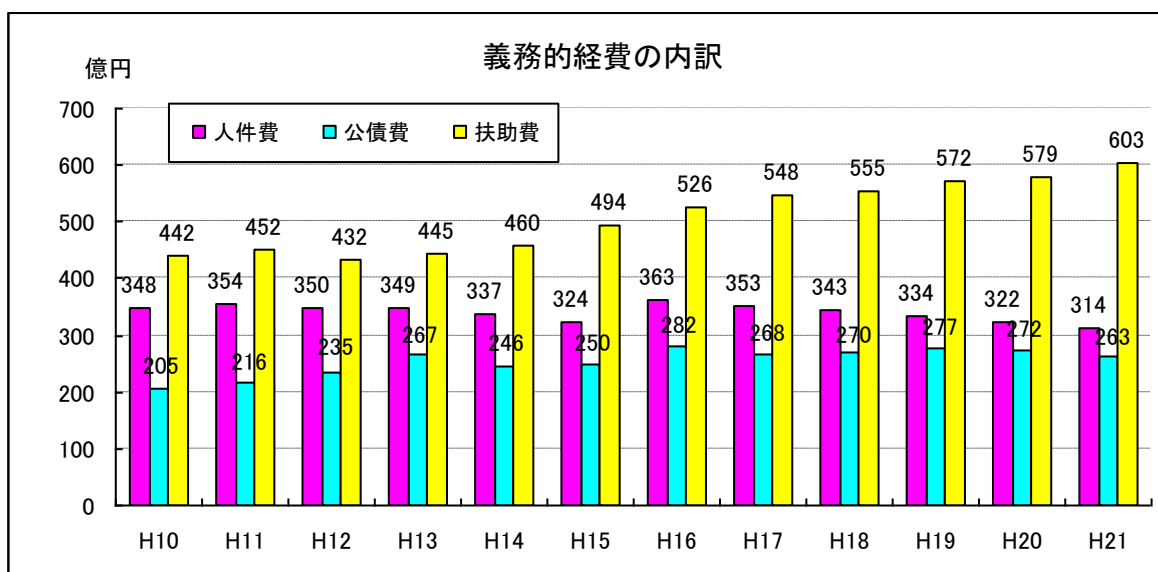


【図6】



経常的経費の多くを占める義務的経費⁹においては、生活保護費をはじめとした扶助費が年々増加しているものの、これまで取り組んできた行財政改革や給与制度の見直し、市債の発行抑制などにより、人件費及び公債費は着実に減少しています。

【図 7】



このような中、平成 22 年 10 月に策定した平成 23 年度から 27 年度までを計画期間とする「長崎市中期財政見通し」では、これまで推進してきた行財政改革の効果が持続することなどから、今後 5 年間ににおいては、地方交付税の振り替わりである臨時財政対策債¹⁰の発行や、大型事業の実施に伴う合併特例事業債¹¹の活用等により市債残高が増加するものの、大きな収支不足は見込まれず、基金の積み立ても着実に進めていくこととしています。

しかしながら、国においては、財政赤字の拡大と、それを補てんするための国債発行が高い水準で推移しており、加えて未曾有

の被害をもたらした東日本大震災の影響により、国家財政の更なる悪化が懸念される中、被災地の復旧、復興を優先的に推進するため、地方交付税をはじめとした国から交付を受ける財源が、今後、縮減されることも考えられます。

地方交付税に大きく依存する長崎市の財政運営は、こうした国の動向に左右されやすく、今後も扶助費等の増加に加え、新たな行政需要にも対応していかなければならないことを考えると、非常に厳しい状況にあると言わざるを得ません。

また、現在の中期財政見直しには、懸案となっている市庁舎建替に要する経費が含まれていないこと、さらに、将来的には、合併後 15 か年度を適用期間として地方交付税に算入されている合併算定替による効果額*（最初の 10 か年度は合併市町村がなお存続するものとして計算し、合算した額を下回らない額を保障。11 か年度目以降はその額を縮減させていく。）が皆減することなどにも留意のうえ、今後はさらなる財源確保と行政の効率化、施設の統廃合等による歳出抑制に取り組む必要があります。

* 合併算定替による効果額 約 29 億円（平成 22 年度）

(3) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進に向けて

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進とは、地域のことはできる限り、住民に最も身近なところで担うこととし、地域の実情に応じた行政サービスの提供を基礎自治体である市で行うことができるようにすることです。

地域を取り巻く環境は、大きく変化しているため、義務付け・枠付けの廃止など、「規制」と「保護」を前提とした国からの地方自治体への関与が見直されています。

この改革により、現在は県が行っている事務のうち住民に身近なものは市に移譲され、また、国が法令で事務の実施やその方法を規定している施設の設置・管理の基準や計画の策定等についても、これからは市が行うことができるようになります。つまり、市が自らの判断と責任により行う事務の範囲が広がるため、地域の実情に応じた主体的で自律した行財政運営を行っていく必要性が、これまで以上に高まることになるのです。

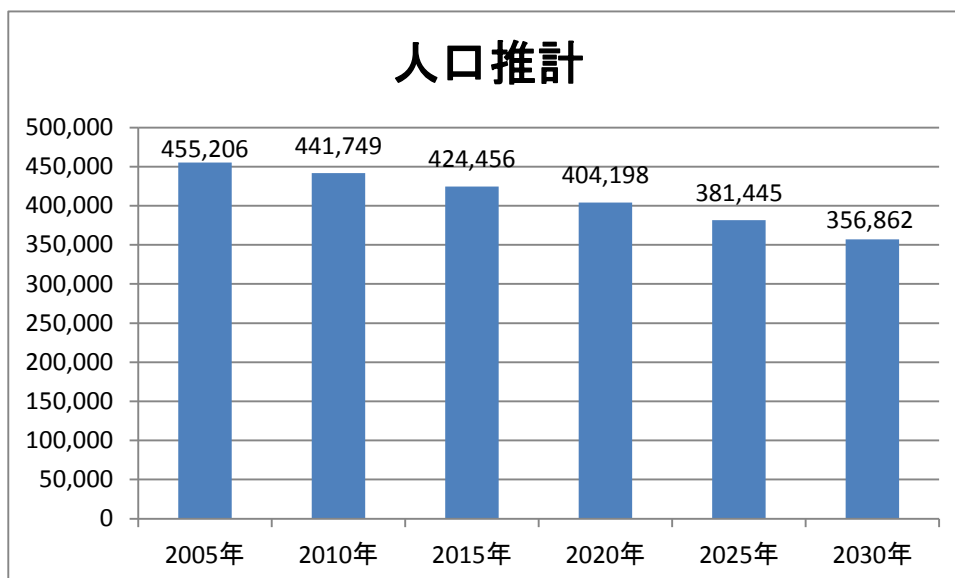
長崎市においても、この改革の趣旨を十分踏まえ、地方自治体における諸課題を自ら考え、実行していくことができるよう組織力、職員力を上げていくとともに、市民一人ひとりがまちづくりの主役としての自覚を持ち、主体的に行動することで、地域の総合力を高めていくことが重要になります。

3 行財政改革の必要性

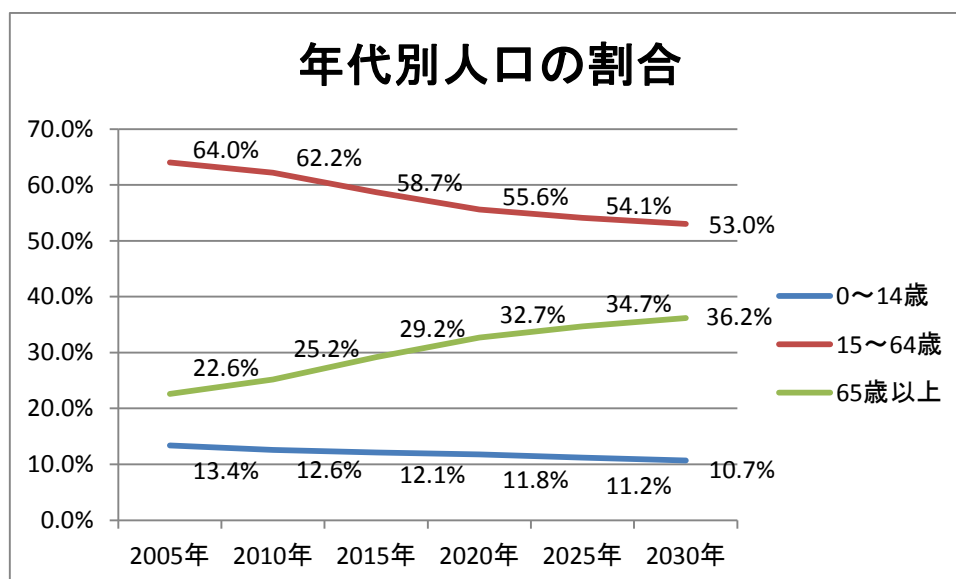
～人口減少社会に対応するためには、行財政改革が必要です～

国勢調査をもとに、現在の傾向が続いた場合の長崎市の定住人口を推計すると、今から約 20 年後の 2030 年には、人口は 36 万人を下回り、65 歳以上の人口が全人口に占める割合（高齢化率）が 36%と超高齢社会をむかえ、あわせて生産年齢人口（15～64 歳）の割合が減少すると予測されます。

【図 8】



【図 9】



※【図 8】及び【図 9】国勢調査、推計：長崎市

これから先、出生率の低迷と雇用機会の減少による若年層を中心とした都市圏への人口流出により、就労人口が減少することや、地価の下落等によって、市税収入も減少することが予想されます。

それと同時に、高齢社会への進展がさらに急速化し、医療費・社会保障費等が増大していくことも見込まれる中、限られた財源を有効に活用するため、真に必要なサービスの選択が求められています。

わが国の社会構造が大きな転換期にある中で、特に長崎市においては、他の類似都市と比較しても高齢化の進展が早くなっているため、これからの厳しい財政状況を見据え、早い段階から、将来にわたって健全な財政運営が行えるように体制を整えておく必要があります。

Ⅱ 行財政改革の基本的な考え方

1 行財政改革の目的

～市民と連携し、市民が安心して暮らすことができる社会を目指します～

人口減少などの社会構造の転換期にあり、今後さらに高度化・多様化するであろう市民のニーズに、行政だけでは対応できなくなっています。

また、地域においては、少子高齢化の進展や生活様式の多様化などに伴い、地域社会の一体感、連帯意識が希薄となり、「自分でできることは自分で行う、協力できることはお互い支えあう（自助と共助）」といった機能が低下しつつあります。

これからは、個人の尊厳を最大限に尊重し、住民自身やコミュニティなどの小さな単位でできることはそれら小さな単位の自助・共助に任せ、小さな単位では解決不可能あるいは非効率なものを自治体などが行っていく（公助）が必要になってきます。

そういった中で、地域の課題の解決に向けた市民や市民団体等による自主的・主体的な取り組みも広がっており、今後は、市民と行政が一緒になって協力していくことができる仕組みをつくり、また、行政内部においては、限られた職員や財源を効果的に活用できるように、優先度、有効性及び効率性の観点から、事業の選択と集中を進め、同種の事業や施策への貢献度が低い事業は廃止するなど、事務事業の徹底した見直しに取り組む必要があります。

新たな行財政改革は、『人口減少社会に対応する行財政改革』を基本理念に、健全な財政基盤の構築と、行政サービスの適正化

を図りながら、第四次総合計画を着実に実施し、子どもからお年寄りまで安心して暮らすことができる社会を実現していくことを目指します。

2 行財政改革の方向性

～将来の人員体制に向かって業務の見直しを行います～

これまでの行財政改革では、長期的な目標を定めず、行財政改革期間の 5 年間の短期間で見直しが可能なものについて実施してきました。

特に職員数の削減については、退職者の不補充という形で取り組んできたため、短期間で進めることができましたが、一方で、職種によっては職員の年齢構成に歪みが出てきています。

そこで、組織や機能等の現状と課題を踏まえたうえで、業務と職員数について、より効率的な体制で行政運営を行っている都市と比較・分析した結果を参考に、おおむね 10 年後のあるべき姿を見込み、長期的な視点にたって将来の人員体制の目標を策定しました。

長崎市には公の施設への*指定管理者制度*¹²の導入や業務委託の推進など、未だ取り組むべき課題が残されており、これらについては引き続き見直しを行っていく必要があります。

今後は将来の人員体制の目標に向かって、年齢構成の歪みの是正を行っていく等職員体制を整えていきます。

～「量」を減らすだけでなく「質」の改革を図ります～

これまでの行財政改革は、職員数や経費の削減といったムダの排除を中心に、「量」を減らすことに着目して行ってきました。このことで行財政改革は進みましたが、同じペースで削減を進めていくにも限界があり、もちろん、市民サービスを低下させることもできません。

そこで、新たな行財政改革では、「量」を減らすだけでなく、「質」の改革を重視して進めていくこととします。

職員の意識改革により、新たな業務手法の導入や事務処理手順の見直しなど業務の効率化を図るとともに、ICT¹³（情報通信技術）を活用した事務の標準化を推進します。

限られた職員と財源でできる事業をどれだけ充実させるのか、事業の質を高める工夫をしたり、市民や民間の力を借りて事業の手法を考えたり、これまで行ってきた事業や仕事のやり方にとらわれず、新たな視点で取り組んでいく必要があります。

3 行財政改革の目標

計画期間

行財政改革プランの計画期間は、おおむね平成 23 年度から平成 27 年度までとします。

改革の対象

病院局を除くすべての部局（病院事業会計を除くすべての会計）

重点目標

(1) 定員管理

事務事業の取捨選択、事務の効率化、民間活力の積極的な活用などにより、効率的な行政運営を実践し、平成 23 年度当初の改革対象範囲の正規職員数 3,267 人を計画期間中（平成 28 年 4 月 1 日時点まで）に 3,000 人体制とすることを目指します。（再任用職員及び嘱託員を正規職員に換算した全職員数 3,866 人を 3,600 人体制とすることを目指します。）

(2) 人件費の削減

定員の適正化、非常勤職員のあり方を見直すことにより、改革対象範囲の総人件費額について平成 21 年度の実績である 362 億円から、計画終了（平成 27 年度決算）までに 340 億円とすることを目指します。（普通会計で平成 21 年度実績 314 億円から 293 億円とすることを目指します。）

(3) 財政の健全化

効率的な組織づくりと行政手法の導入、歳出全般にわたる徹底した見直しと市債発行額の抑制、また、地域経済の活性化を図ることにより、市税を中心とした自主財源の確保に努め、次の目標の達成を目指します。

項目	H21 年度決算	目標
経常収支比率	96.1%	平成 27 年度末までに 80%台後半
実質公債費比率 ¹⁴	13.3%	平成 27 年度末までに 10%以下
将来負担比率 ¹⁵	105.3%	平成 27 年度末までに 100%以下
実質赤字比率 ¹⁶ 及び 連結実質赤字比率 ¹⁷	黒字	黒字維持
市債発行額 (臨時財政対策債等を除く)	146 億円	平成 27 年度までの 5 か年で 900 億円以下
市税収納率 (滞納繰越分を含む)	92.3%	平成 27 年度末までに 93.0%以上
財政調整基金 ¹⁸ 及び 減債基金 ¹⁹ の合計額	77 億円	平成 27 年度末で 100 億円以上

4 行財政改革プランの実施にあたって

(1) 計画

行財政改革プランについては、「行財政改革プラン実施計画」を策定し計画的に改革を行います。特に、「量」の改革のみならず、「質」の改革に取り組み、計画を実行します。

計画の実行にあたっては、進捗状況を管理するとともに、社会経済の変化に柔軟に対応し必要に応じた見直しを行うなど、計画の実効性を高めます。

(2) 推進体制

行財政改革プランの進行管理は、「長崎市行財政改革推進本部²⁰」を定期的で開催し、全庁一丸となって計画の着実な推進を図ります。

また、「長崎市行政改革審議会²¹」に報告し、意見を計画の推進に反映させます。

さらに、計画の推進状況、成果については市民に広報します。

Ⅲ 行財政改革の具体的な取り組み

1 市民との協働による事業推進

今後の長崎市の財政状況を考えたとき、高度化・多様化する市民ニーズすべてに行政だけで対応していくことは困難な状況にあります。

そこで行政は、市民ニーズにいかに対応するかではなく、行政と市民・企業等多様な主体がそれぞれの役割を自覚するとともに、お互いの強みを活かし、協力しあいながら、地域の課題に取り組んでいく必要があります。

また、市民自身も行政、企業、大学などと力を合わせてまちづくりを進めていくという協働の意識を、さらに高めていかなければなりません。

そのために、必要な行政支援を行いながら、行政運営の過程を明らかにし、説明責任を果たすとともに、市民との情報の共有を進め、市民が積極的に市政に参画できる機会を増やす取り組みを全庁的に進めていきます。

(1) わかりやすい情報の発信

広報紙を中心にテレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の各種媒体の特性を活かし、市民と行政がお互いに理解を深め、共通の認識を持つことができるように、市民ニーズを的確に把握し、行政の様々な手続きや予算・決算の状況、財政指標の状況など、市政の情報を積極的にわかりやすく提供します。

特に、革新を続ける ICT（情報通信技術）サービスの活用等による戦略的広報を推進していきます。

また、平成 22 年 10 月から開設したコールセンターを積極的に活用し、市民からの問合せにわかりやすく対応します。

(2) 市民からの積極的な意見聴取

審議会等の政策決定過程において市民の参加を進めることにより、市民の意見を直接聴取するとともに、市政モニター制度、*市政への提案*²²や*パブリック・コメント制度*²³等を活用し、市民からの意見を積極的に聴取し、市政へ反映させていきます。

(3) 官民協働の基本的方針の明確化

市民ニーズの多様化に対応するために、民間企業・NPO・ボランティア団体・市民団体等のさまざまな主体の参画・連携を促し、行政と民間との協働により最も効率的にサービスの提供を行います。

市民との協働によるまちづくりを基本とした行政運営の基本原則を規定した「自治基本条例」を制定します。

さらに、地域が新たに組みたいことや、地域がより充実させたいことを、それぞれの地域で実現していくために、地域コミュニティの活性化をサポートし、市役所との連携のための新しい仕組みの構築を検討します。

(4) 市民の公益活動に対する支援の強化

市民の公益活動をしっかり興し、情報の提供を行い、支援するとともに、それらの活動を活性化させるため、まちづくりを行うさまざまな主体を繋ぎ、他の団体や行政との積極的な協働のためのコーディネートを行います。

市民の安全で安心な暮らしの実現に向け、防災面の強化に努めますが、ハードの整備のみならず、身近な暮らしの安全・安心の維持や災害時の助け合い基盤などを構築するとともに、地域における相互扶助の意識の向上を図るための取り組みを行います。

特に、地域防災力の向上が図られるよう自主防災組織の結成及び活動の支援に努めます。

2 選択と集中による事業の重点化と業務の効率化

厳しい財政状況の中、すべての市民ニーズに対応していくことは困難であることから、事業の実施にあたっては、その事業が真に市民に必要な事業なのか、また、行政で行うべき事業なのかを検討したうえで、効率的に実施し、実施後はどれだけの効果が上がったか検証し、ムダがなかったかを判断します。

(1) 優先度に応じた事業の取捨選択

事業の優先度・有効性・効率性を見極め、最適な量、質及び方法を取捨選択します。

また、政策評価を行うことにより、施策進捗状況を確実に把握するとともに、併せて外部委員からの意見を踏まえ、効果があがっていない案件については、改善または、廃止・縮小していきます。

なお、雇用と景気を支え、市民生活の安全・安心に資する投資的経費²⁴については、毎年度200億円を超える規模を確保するように努めます。

(2) 業務手法の抜本的改革

ICT（情報通信技術）を積極的に活用することにより、手続きの簡素化や迅速化を図るとともに、事務効率化推進の手法を活かし、業務分析を行い、事務の効率化を図るなど、業務の質の向上に努めます。

また、指定管理者制度の導入や業務の民間委託等の業務手法の導入についても引き続き取り組みます。

その際、適正な管理運営が行われているか、質の高いサービスが実施されているか等、モニタリング²⁵の徹底に努めます。

(3) 外郭団体等の健全経営

外郭団体等については、これまでも数回にわたり、運営の効率化や人的・財政的支援等について見直しを行ってきました。

今後は、健全な足腰の強い経営への転換を進めるとともに、有識者で構成する「長崎市外郭団体等経営検討委員会」からの提言などを踏まえ、経営改革計画を策定し、自立した運営を促すとともに、団体の廃止・縮小も視野に入れながら、市の関与の見直しを行います。

また、公益法人制度改革については、円滑な対応を図るため、進捗管理と必要な助言を行います。

3 効率的な行政体制の構築と人材育成

高度化・多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に responding していくために、社会環境の変化に即時に対応できる行政体制を確立します。

また、市民に信頼される市役所となるために、職員が目的意識を持って業務を遂行することができるような意識改革を行うとともに、市民との協働意識を持ち、地域の一員として業務にあたることのできる人材の育成に努めていきます。

(1) 適正な職員配置

おおむね 10 年後を見越した人員体制の目標に向かって、施策・事業の見直しや業務プロセスの改革などを進め、それにふさわしい簡素で効率的な職員配置に努めます。

また、これまでの行財政改革で取り組んできた退職者不補充による削減の影響で、職種によっては、職員の年齢構成に歪みが生じていることから、この歪みを是正するため、これからは将来の人員体制を見据え計画的な職員採用を行っていきます。

(2) 効果的で効率的な行政体制の構築

重点事業を推進することができる組織体制への見直しを行い、第四次総合計画に掲げた施策の実現を目指します。

また、支所・行政センターのあり方の見直しや出先機関等の整備・統廃合を図るなど、効果的で効率的な、わかりやすい行政体制の構築に努めます。

(3) 自律した職員の育成

職員一人ひとりが業務に対して高い目的意識を持って臨むような意識改革や能力向上のために、人事配置や給与制度など人事全般に活用できるよう総合的な人材評価制度を構築します。

その結果として、仕事の成果を常々意識して取り組むことができる職員を育成します。

また、市民との協働を推進するため、職員の市民活動に対する理解を深め、協働意識を高めるとともに、市民活動をコーディネート、プロデュースできる職員を育成します。

(4) 環境にやさしい行政運営

環境への負荷の少ない持続可能な低炭素社会の実現をめざし、市民、事業者を環境配慮に向けて先導していくために、市役所自らが率先して次世代自動車²⁶の導入など地球温暖化対策の推進を図り、環境にやさしい行政運営を行います。

4 健全な財政基盤の確立

将来にわたり安定した市民サービスを提供し、市民の安全・安心で快適な暮らしを維持していくためには、健全で安定的な財政運営を行う必要があります。

そのため、今後も市税を中心とした自主財源の確保に努めるとともに、義務的経費を含む経常的経費を可能な限り抑制し、弾力性のある財政構造への転換を図り、地方交付税に大きく依存しない、自立かつ安定的な財政基盤の確立を目指します。

(1) 自主財源の確保

「歳入あつての歳出」（入るを量りて出するを制す）の原則のもと、職員一人ひとりが必要な財源を自ら生み出すという意識を持って、自主財源の確保に努めます。

特に、市税収入については、市民一人当たりの金額が類似都市の平均を大きく下回っていることから、地域経済を活性化させるための施策に積極的に取り組んで税収基盤の強化を図るとともに、納付方法の多様化や効率的で効果的な徴収体制の確立、課税対象の把握や収納率の向上、また、未収金対策の強化を図るなど、収入増と徴収率の向上に努めます。

さらに、使用料・手数料については、有料施設の利用率向上を図るとともに、受益者負担の原則に則り、社会経済情勢等も勘案しながら適宜見直しを行い、その適正化に努めます。

そのほか、財産収入等についても、普通財産のうち未利用地の売却や貸付け、財産を活用した広告収入策にも引き続き取り組みます。

(2) 経常的経費の抑制

スリムで効率的な事務の執行体制を確立し、人件費をはじめとした事務経費の縮減を図るとともに、行政サービスの適正化の観点から、扶助費の適正化に取り組みます。

負担金や補助金については、公益性の高い特定の事業や活動を支援するために導入されていますが、導入当初の目的が相対的に低下したものについては、引き続き廃止も含め、抜本的に見直すなど、経常的経費の抑制に努めます。

(3) 実質的な公債費負担の軽減と財政調整基金等の確保

臨時財政対策債の発行や、市民生活の安全・安心、雇用の確保や地域経済の活性化に資する投資的事業に積極的に取り組んでいることなどから、今後5年間、市債残高を縮減し続けることは困難な状況にあります。市債発行にあたっては、合併特例事業債をはじめ交付税措置のある有利な地方債を活用し、また、交付税措置のない退職手当債など、単なる資金手当てにすぎない地方債の発行を抑制することなどにより、後年度における実質的な公債費負担の軽減に努めます。

また、経済事情の著しい変動や災害、緊急の大規模建設事業の財源などに充当する「財政調整基金」及び市債の償還財源に充当する「減債基金」については、長期的な財政運営を考慮し、必要な一定額を確保するよう努めます。

【用語解説】

番号	用語	掲載頁	解説
1	第4次行政改革大綱	2	適正な住民サービスの提供と安定した市政運営を目指し、事務事業の効率化、組織・人員の見直しなど市政全般にわたる改革の基本的な方向性を示した計画。計画期間は、平成18年度から平成22年度。
2	第2次財政構造改革プラン	2	中期的な視野に立ち、将来見込まれる収支不足を解消し、健全な財政基盤を確立するための方策と、達成すべき目標を示した計画。計画期間は、平成18年度から平成22年度。
3	総合計画	2	長崎市の行政を総合的かつ計画的に運営するための指針であり、10年間のまちづくりの方針を示した基本構想、各種施策を体系づけた前半の5年間の前期基本計画と後半5年間の後期基本計画、また、主要な事業の具体的な計画を定めた実施計画からなる。
4	普通会計	2	国が定める会計区分のひとつで、一般会計、特別会計などで経理する事業の範囲が自治体ごとに異なっているため、統一的な基準で整理して比較できるようにした統計上の会計区分。具体的には、一般会計と一部の特別会計を合算し、会計間の重複などを控除したものである。
5	経常収支比率	2	人件費、扶助費、公債費など、毎年経常的に支出される経費に、地方税、普通交付税、地方譲与税など毎年経常的に収入される一般財源がどの程度充当されているかを見ることにより、地方公共団体の財政構造の弾性を測る比率のこと。都市では75%程度が妥当とされ、この値が大きくなるほど、自由に使える資金が少ないことを意味する。
6	扶助費	3	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法などの各種法令に基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費及び地方公共団体が単独で行っている各種扶助の経費。
7	自主財源	4	地方税、使用料及び手数料、財産収入など、地方公共団体が自主的に収入し得る財源のこと。自主財源が歳入全体に占める割合を自主財源比率という。
8	財政力指数	5	一般財源必要額に対し、市税等の一般財源収入額がどの程度確保されているかを測る数値のこと。1に近くあるいは1を超えるほど財源に余裕があるとされている。
9	義務的経費	7	支出が義務付けられ、任意に削減することができない経費のこと。硬直性が高い人件費、扶助費、公債費の3つの費目が厳密な意味での義務的経費とされている。
10	臨時財政対策債	7	地方交付税の財源不足を補うために国と地方が折半して負担し、その地方負担分として発行する特例地方債のこと。各地方公共団体の基準財政需要額を基本に発行額が算定され、実際の借入れの有無に関わらず、その元利償還金相当額については、後年度の普通交付税で措置される。
11	合併特例事業債	7	合併後の地域振興や旧地域間の格差是正などを目的として、合併後10年間に限って発行が認められる財政的に有利な地方債。市町村建設計画に基づく事業費の95%に充てることができ、元利償還金の70%相当額が後年度の普通交付税で措置される。

番号	用語	掲載頁	解説
12	指定管理者制度	13	平成15年9月2日に施行された地方自治法の一部改正により、公の施設の管理運営について、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的に民間事業者、法人など幅広い団体に管理を代行させる制度のこと。
13	ICT	14	Information and Communication Technologyの略。情報通信技術のことで、コンピューターデータ通信に関する技術を総称的に表す語のこと。
14	実質公債費比率	16	元利償還金、準元利償還金など一般会計等が負担する実質的な公債費の標準財政規模（地方公共団体の一般財源の標準的大きさを示す指標）を基本とした額に対する比率のこと。この比率が18%以上で地方債許可団体となり、地方債の発行に際し公債費負担適正化計画の策定が求められ、25%以上で財政健全化団体、35%以上で財政再生団体となり、財政健全化（再生）計画の策定・公表が義務付けられるとともに、地方債の発行が制限される。
15	将来負担比率	16	地方債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等に対する一般会計からの繰入見込額、退職手当負担見込額など一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率のこと。この比率が350%以上で財政健全化団体となり、財政健全化計画の策定・公表が義務付けられる。
16	実質赤字比率	16	一般会計等における実質赤字額（繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額の合計額）の標準財政規模に対する比率で、一般会計や一部の特別会計について赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示したもの。この比率が11.25%以上で財政健全化団体、20%以上で財政再生団体となり、財政健全化（再生）計画の策定・公表が義務付けられるとともに、財政再生団体になると地方債の発行が制限される。
17	連結実質赤字比率	16	全会計（財産区特別会計を除く）における連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示したもの。この比率が16.25%以上で財政健全化団体、40%以上で財政再生団体となり、財政健全化（再生）計画の策定・公表が義務付けられるとともに、財政再生団体になると地方債の発行が制限される。
18	財政調整基金	16	年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、経済事情の著しい変動等により財源が不足する場合、災害により生じた経費の財源に充てる場合、緊急に実施することが必要となった大規模な土木、その他の建設事業の経費の財源に充てる場合などに取り崩すことができる。
19	減債基金	16	地方債の償還及びその信用の維持のために設置する基金で、公債費対策として、地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる。地方債の償還の財源に充当することとしている。
20	長崎市行財政改革推進本部	17	簡素で効率的な行政システムの確立と自主性・自立性の強化を目指した行政運営の改革を推進し、健全で持続可能な財政基盤を確立するために設置された長崎市内部の推進本部のこと。

番号	用語	掲載頁	解説
21	長崎市行政改革審議会	17	行財政改革に関する重要事項を調査審議するために設置した外部委員による附属機関のこと。
22	市政への提案制度	19	広く市民から市政に対する提案を受け付ける制度のこと。長崎市で行う事業やこれからのまちづくりに対する意見などを、郵送やホームページなどから投稿できる。提案は担当課で検討して施策に反映させる。
23	パブリック・コメント制度	19	行政が施策などについて意思決定を行う前に、広く意見を集めて施策に反映させることを目的とする制度のこと。条例の制定や改廃、各種の計画の決定や見直しなどをするとき、その素案を公開し、素案に関する意見などをいつでも誰でも提出できるようにして、政策形成の過程に市民の参画の機会を確保する。長崎市では、平成15年度から導入している。
24	投資的経費	21	道路、公園、学校、公営住宅その他各種社会資本整備など、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費。（普通建設事業費、災害復旧事業費など）
25	モニタリング	21	公共サービス等を民間企業や住民組織にアウトソーシングした際に、仕様書どおりに業務が履行されているか、良質なサービスが提供できているかなどを行政がチェックし評価する仕組み
26	次世代自動車	23	電気自動車やハイブリッド自動車など、環境負荷の少ない高度な低公害車のこと。

行財政改革プラン実施計画

～ 量の改革と質の改革について ～

実施計画においては、次ページ以降の各実施項目を「量」及び「質」に分類しております。

行財政改革は、「市民へのサービスの向上」と「効率的な行政執行体制の構築」の2つの柱に分けられます。

行財政改革を推進し、「市民へのサービス向上」を実現するためには、職員数の削減や経費の削減といった「量」の改革と成果を常に意識した職員の意識改革や事務の効率化といった「質」の改革が必要になります。

本計画においては、「量」の改革だけでなく、「質」の改革にも力を入れていくこととしております。

1 市民との協働による事業推進

(1) わかりやすい情報の発信

番号	量	質	項目名	実施項目の概要	実施年度					
					23	24	25	26	27	28
1		○	多様な媒体を活用した広報の充実	広報紙を中心にテレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の様々な媒体を通じて、広報を充実させます。	○	○	○	○	○	○
2		○	ICT(情報通信技術)サービスを活用した情報の提供	ホームページをはじめとするICTサービスの活用等により、迅速かつ正確でわかりやすい情報の提供に努めます。	○	○	○	○	○	○
3		○	財政情報の公表	長崎市の財政運営について、市民の理解・協力が得られるように、予算・決算、各種財政指標などの情報を、積極的にわかりやすく公表します。	○	○	○	○	○	○
4		○	積極的な資料の公表	審議会等の公開、会議録の公開については、これまでも推進してきましたが、これからは、会議資料についても積極的に公表します。	○	○	○	○	○	○
5		○	コールセンターの充実	FAQを適正に管理し、公開するとともに、コールセンターにおいて、市民からの問合せを一元的に受け付け、的確に情報を提供します。	○	○	○	○	○	○
6		○	要綱の公開	行政の様々な手続きや基準を定めた要綱を公開します。	○	○	○	○	○	○

(2) 市民からの積極的な意見聴取

番号	量	質	項目名	実施項目の概要	実施年度					
					23	24	25	26	27	28
7		○	審議会等への公募制度の推進	委員の選任にあたり、一般市民の参画を推進するため公募制度を積極的に活用します。	○	○	○	○	○	○
8		○	広聴制度の充実	市政モニター制度、市政への提案やパブリック・コメント制度等を活用して市民からの意見を積極的に聴取するとともに、市民から寄せられた意見(声)の取扱いプロセスの標準化を図ります。	○	○	○	○	○	○

(3) 官民協働の基本的方針の明確化

番号	量	質	項目名	実施項目の概要	実施年度						
					23	24	25	26	27	28	
9		○	「自治基本条例」の制定	市民との協働によるまちづくりを基本とした自治体運営の基本原則を定めた「自治基本条例」を制定します。					○	○	○
10		○	地域活動の支援のあり方の検討	地域コミュニティ活性化をサポートし、市役所との連携のための仕組みの構築を検討します。	○	○	○	○	○	○	

(4) 市民の公益活動に対する支援の強化

番号	量	質	項目名	実施項目の概要	実施年度					
					23	24	25	26	27	28
11		○	自主防災組織の結成促進	自分の住んでいる地域は、自分たちで守るという意識を持ち、地域住民が協力して自主的に防災活動を行う組織の結成を支援することで、地域防災力の向上を図ります。	○	○	○	○	○	○
12		○	地域による防災マップの作成	「自分の命は自分で守る」という自助意識に加えて、「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助意識が災害の被害軽減に有効であることから、地域において、地域防災マップを作成することができるよう支援します。	○	○	○	○	○	○

番号	量	質	項目名	実施項目の概要	実施年度					
					23	24	25	26	27	28
13		○	市民活動団体への支援の充実	市民活動団体及び行政情報の受発信を促進するとともに、講演会、研修会等による市民活動への参加のきっかけづくりに努めるなど、市民活動センターのプラットフォーム機能の充実を図ります。	○	○	○	○	○	○
14		○	まちづくり活動への支援	地域のまちづくり活動に対して、地域の担い手を育成しながら、市民と行政の協働の場をつくるとともに、人的・財政的支援を行います。	○	○	○	○	○	○

2 選択と集中による事業の重点化と業務の効率化

(1) 優先度に応じた事業の取捨選択

番号	量	質	項目名	実施項目の概要	実施年度					
					23	24	25	26	27	28
15	○	○	政策評価システムの有効活用	事業の実施にあたっては、政策評価制度を有効に活用し、効果が見込まれるのか十分に検証を行い、成果を重視した行政運営を行います。	○	○	○	○	○	○
16	○		乗用公用車の見直し	専任運転士付の乗用公用車の台数の縮減を計画的に実施します。			○	○	○	○
17	○		保育所の管理運営の民間への移譲	将来の市立保育所のあり方を検討したうえで、一部市立保育所の運営を、民間に移譲します。						○
18	○		水質検査及び腸内細菌検査の見直し	保健環境試験所で実施している有料検査業務を廃止します。						○
19	○		クリーンセンターの廃止	茂里町のクリーンセンターを廃止します。						○
20		○	各種イベントの見直し	各種イベントの実施方法等について検討します。	○	○	○	○	○	○
21		○	駐車場案内システムの見直し	駐車場案内システムのあり方について廃止も含めて、検討を行います。	○	○				

(2) 業務手法の抜本的改革

番号	量	質	項目名	実施項目の概要	実施年度					
					23	24	25	26	27	28
22		○	ICT(情報通信技術)の積極的活用	新基幹業務系システムの構築等により、事務の効率化を図ります。	○	○	○	○	○	○
23		○	事務効率化推進	業務分析を行い、事務処理のスピードアップを図る等効率化を図ります。	○	○	○	○	○	○
24		○	窓口サービスの一元化の検討	ワンストップサービスの充実を図るとともに、基幹業務系システムを活用した総合窓口化を検討します。	○	○	○	○	○	○
25		○	収納の一元化	介護保険料、後期高齢者医療保険料及び保育料も含めた収納の一元化を実施します。				○		
26		○	公共施設の有効活用	公共施設マネジメント計画を策定し、効果的・効率的な管理運営を行うとともに、公共施設の有効活用及び適正配置を図ります。また、「長崎市市有建築物耐震実施計画」に基づき、施設の耐震化を図ります。	○	○	○	○	○	○
27		○	契約事務の一元化の推進	物品購入に係る契約事務の一元化を推進します。	○	○				

番号	量	質	項目名	実施項目の概要	実施年度					
					23	24	25	26	27	28
28	○	○	新西工場の建設及び民間での運営	新西工場の建設及び運営については、市の深い関与が可能なDBO方式を採用し民間活力を活用します。			○	○	○	○
29		○	給与支給事務・庶務事務の効率化・適正化	庶務事務システムを活用し、人事給与システムと連動させることにより、事務処理の効率化・適正化を図ります。	○	○	○	○	○	○
30	○		公の施設への指定管理者制度の導入	公の施設において指定管理者制度を導入し、サービスの向上と経費の縮減を図ります。			○	○	○	○
31		○	指定管理者のモニタリング手法の見直し	指定管理者へのモニタリング手法を確立し、さらなるサービス向上を目指します。	○	○	○	○	○	○
32	○		文書配送業務の民間委託	文書配送業務について民間委託します。		○				
33	○		庁舎営繕業務の民間委託	庁舎営繕業務を民間委託します。			○			
34	○		総合案内所業務の民間委託	総合案内所業務を民間委託します。					○	
35	○		動物捕獲業務等の民間委託	動物管理センターで行っている動物捕獲業務等を民間委託します。				○		
36	○		環境センター庁舎清掃業務の民間委託	環境センターの庁舎清掃業務の民間委託を行います。					○	
37	○		ごみ収集業務の民間委託の拡大	ごみ収集業務の一部を計画的に民間委託します。			○			
38	○		遠藤周作文学館の軽喫茶業務の民間委託	遠藤周作文学館の軽喫茶業務を民間委託します。			○			
39	○		浄水場運転監視業務の民間委託の拡大等	浄水場の運転監視業務の民間委託の拡大など、維持管理に係る業務の効率化を図ります。		○	○	○	○	○
40	○		小中学校給食調理業務の民間委託の拡大	小中学校の給食調理業務の民間委託を計画的に進めます。	○	○	○	○	○	○
41	○		小中学校環境整備業務の民間委託	小中学校環境整備業務を民間委託または請負とします。					○	
42	○		ごみ収集業務委託契約の見直し	現在随意契約で行っているごみ収集業務委託を一般競争入札へ移行します。					○	
43	○		ごみ収集の効率化	塵芥車を積載量の大きい車両に更新することにより効率化を図り、ごみ量にあわせた収集体制の見直し等を行います。	○	○	○			
44	○		道路・公園維持管理業務の効率化	道路・公園管理業務について、業務を整理し一部業務委託を導入するなど効率化を図ります。	○	○	○	○	○	○
45		○	奨学金返還の口座振替実施	返還者の利便性の向上を図るため、奨学金返還の口座振替を実施します。		○				

(3) 外郭団体等の健全経営

番号	量	質	項目名	実施項目の概要	実施年度					
					23	24	25	26	27	28
46	○	○	外郭団体等の見直し	「長崎市外郭団体等経営検討委員会」からの提言などを踏まえ、経営改革計画を策定し、自立した運営を行います。	○	○	○	○	○	○
47	○		長崎市土地開発公社の見直し	長崎市土地開発公社を廃止します。			○			
48	○	○	外郭団体等への市の関与の見直し	外郭団体等の縮小・廃止も検討しながら、市の関与の見直しを行います。	○	○	○	○	○	○
49	○	○	公益法人制度改革への円滑な対応	公益法人改革へ円滑に対応するため、進捗管理と必要な助言を行います。	○	○	○			

3 効率的な行政体制の構築と人材育成

(1) 適正な職員配置

番号	量	質	項目名	実施項目の概要	実施年度					
					23	24	25	26	27	28
50		○	将来の人員体制の目標の策定	業務に必要な職員数の算定に基づいて将来の人員体制の目標を設定します。	○					
51		○	職員の年齢構成の適正化	将来の人員体制を見据えながら、年齢構成の歪みを是正するため、計画的な職員採用を行います。	○	○	○	○	○	○

(2) 効果的で効率的な行政体制の構築

番号	量	質	項目名	実施項目の概要	実施年度					
					23	24	25	26	27	28
52	○	○	効率的な組織体制の構築	市民ニーズに的確に対応したわかりやすい組織体制を構築します。また、事業の推進に対応した組織を設置・改廃します。	○	○	○	○	○	○
53	○	○	本庁と出先機関の見直し	道路・公園の維持管理業務、保健事業等について、出先事務所を設置するなど事務の拠点のあり方を検討します。	○	○	○	○	○	○
54	○	○	支所・行政センター等のあり方の見直し	「長崎市支所等あり方検討委員会」の意見を聞きながら、支所・行政センターの持つべき機能等を検討し、見直しを行います。	○	○	○	○	○	○
55		○	診療所のあり方の検討	将来の診療所の運営方法等のあり方を検討します。	○	○	○	○	○	○
56	○	○	公民館のあり方の検討	公民館の持つべき機能等を検討し、見直しを行います。	○	○	○	○	○	○
57		○	もみじ谷葬斎場の今後のあり方の検討	もみじ谷葬斎場の建て替え計画及び運営方法について検討します。			○	○	○	○
58	○	○	上下水道局の事務処理体制の見直し	上下水道局の事務処理体制の見直しを行います。		○	○	○	○	○
59		○	公正かつ適法な事務執行体制の構築	業務の自己点検や改善活動を通じて、公務の適正性を高め、市民から信頼される市役所づくりを進めます。	○	○	○	○	○	○
60		○	消防・救急体制の見直し	道路状況、市街地形成の変化及び人口分布状況の変動に伴い、署所の適正配置を行い、消防力を強化します。	○	○	○	○	○	○

番号	量	質	項目名	実施項目の概要	実施年度					
					23	24	25	26	27	28
61	○	○	非常勤職員の配置の適正化	嘱託員や特別職職員等の適正配置に努めます。	○	○	○	○	○	○
62		○	再任用職員の活用	再任用職員の有する知識・経験等を有効活用します。	○	○	○	○	○	○

(3) 自律した職員の育成

番号	量	質	項目名	実施項目の概要	実施年度					
					23	24	25	26	27	28
63		○	能力・実績主義に則った人材評価制度の構築	実力・能力主義に則った適材適所の人事配置、給与制度や昇任・降任などの人事管理全般等に活用できる総合的な人材評価制度を構築していきます。	○	○	○	○	○	○
64		○	職員の活力を引き出す職場環境の整備	仕事と介護・育児の両立、年次休暇の取得促進、時間外勤務の縮減及びメンタルヘルス対策等を充実させることにより、職員の活力を引き出す職場環境を整備します。	○	○	○	○	○	○
65		○	公務執行に支障のある職員の対応方針の作成	公務執行に支障のある職員の対応方針として「職務遂行能力の向上を図る仕組み」と「分限処分の厳正運用を図る仕組み」を併せて構築していきます。		○	○	○	○	○
66		○	クレーム対応研修会の実施	ロールプレイを中心に実践的な研修を実施したり、クレームの多い所属に出向き、所属にあった助言を行うなどして、職員のスキルを向上させます。	○	○	○	○	○	○
67		○	知識や経験の継承・共有化	個人の持つ知識や情報を組織全体で共有し、有効に活用します。	○	○	○	○	○	○
68		○	職員研修の充実	多様化・高度化する市民のニーズに対応できる職員を育成するため、研修の内容や方法を適宜見直していきます。また、市民との協働意識を向上させる研修に積極的に取り組みます。	○	○	○	○	○	○
69		○	業務改善の推進	“改善があたりまえ”の職場風土を定着させ、業務改善を推進するため、業務改善推進委員会を中心として、市役所はってん機構(職員提案制度)の活性化に取り組みます。	○	○	○	○	○	○

(4) 環境にやさしい行政運営

番号	量	質	項目名	実施項目の概要	実施年度					
					23	24	25	26	27	28
70	○	○	次世代自動車の導入促進	長崎市役所次世代自動車等導入計画に基づき、電気自動車等の次世代自動車を導入し、CO2の削減に取り組みます。	○	○	○	○	○	○
71	○	○	街路灯のLED化	一定年数を経過した団地内の幹線道路等を対象として、街路灯のLED化による省エネを図り、CO2の削減に取り組みます。	○	○	○	○	○	○
72	○	○	地球温暖化対策の推進	今後も市役所自らが率先して環境への負荷の低減に努めるとともに、市民、事業者を環境配慮に向けて先導していくために、地球温暖化対策を推進します。	○	○	○	○	○	○

4 健全な財政基盤の確立

(1) 自主財源の確保

番号	量	質	項目名	実施項目の概要	実施年度					
					23	24	25	26	27	28
73	○		自動販売機の設置について一般競争による貸付制度の導入	財産の有効活用及び歳入の増加を図るとともに、設置者選定の公平性、透明性を確保するため、一般競争入札による貸付制度を導入します。		○	○	○	○	○
74	○		市税の課税客体の完全捕捉	適正かつ公平な課税を行うために必要な調査を実施し、市税収入の増を図ります。	○	○	○	○	○	○
75	○		コンビニエンスストアでの収納の拡大	市民の利便性の向上のため、固定資産税、市県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料及び市営住宅家賃についてコンビニエンスストアでの収納を拡大します。		○				
76	○		市税等収納の口座振替の推進	市税等の収納の機会を増加することによって、利便性を高めると同時に収納率の向上を目指します。	○	○	○	○	○	○
77	○		未収金対策の強化	電話催告及び差押等の強化により未収金の縮減対策を積極的に進めます。	○	○	○	○	○	○
78	○		使用料・手数料の見直し	有料施設の利用率向上を図るとともに、受益者負担の原則に則り、社会経済情勢を勘案しながら適宜見直しを行います。	○	○	○	○	○	○
79	○		未利用地の売却や貸付	利用予定のない市有財産について、積極的に売却や貸付等を行います。	○	○	○	○	○	○
80	○		広告媒体の多様化と活用	市ホームページや市有財産を活用して、広告媒体の多様化を図るとともに、その活用を努めます。	○	○	○	○	○	○

(2) 経常的経費の抑制

番号	量	質	項目名	実施項目の概要	実施年度					
					23	24	25	26	27	28
81	○		給与の適正化	国や他の地方公共団体の動向を注視しながら、従来からの考え方を基本として、民間給与との均衡を図りながら給与の適正化を図ります。	○	○	○	○	○	○
82	○		負担金・補助金の見直し	行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方などの観点から、毎年度継続的に見直しを行い、特に運営費補助等においては、終期の設定について検討します。	○	○	○	○	○	○
83	○		扶助費の適正化	国の基準で措置しているものについて、認定の制度を向上させるとともに、国の基準を上回るもの、本市独自で措置しているものについては、制度の見直しを検討します。	○	○	○	○	○	○

(3) 実質的な公債費負担の軽減と財政調整基金等の確保

番号	量	質	項目名	実施項目の概要	実施年度					
					23	24	25	26	27	28
84	○		地方債の発行の抑制	合併特例事業債をはじめ交付税措置のある有利な地方債を積極的に活用するとともに、自主財源の確保と歳出全般にわたる徹底した見直しにより収支改善を図り、単なる資金手当てにすぎない地方債の発行を抑制します。	○	○	○	○	○	○